



2022年6月28日

各位

会社名 広栄化学株式会社  
代表者名 代表取締役社長 西本 麗  
(コード：4367 東証スタンダード市場)  
問合せ先 総務人事室（広報）  
(TEL. 03-6837-9300)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年6月28日開催の定時株主総会において、下記のとおり定款の一部変更を決議いたしましたのでお知らせいたします。なお、場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）については、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、2022年6月27日付けで経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けております。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

##### (1) 場所の定めのない株主総会の導入

2021年6月16日に「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」が施行され、上場会社において、定款に定めることにより、一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催が可能となりました。当社は、感染症や自然災害等の大規模災害時のリスクを低減するため、場所の定めのない株主総会を開催できるよう、定款第11条第2項を新設いたしました。

##### (2) 株主総会参考書類等の電子提供措置の導入

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更いたしました。

- ①株主総会参考書類等の電子提供制度が導入されますと、旧定款第14条（参考書類等のインターネット開示）の規定は不要となるため、これを削除いたしました。
- ②株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、定款第14条（電子提供措置等）第1項を新設いたしました。
- ③株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、定款第14条（電子提供措置等）第2項を新設いたしました。
- ④上記の新設及び削除に伴い、効力発生日に関する附則を設けました。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

#### 3. 定款変更の効力発生日

##### (1) 場所の定めのない株主総会の導入

2022年6月28日

##### (2) 株主総会参考書類等の電子提供措置の導入

2022年9月 1日

(別紙) 定款変更新旧対照表

旧 定 款	現 定 款
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(開催時期) 第11条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集する。  (新 設)</p> <p>(参考書類等のインターネット開示) 第14条 当会社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類および事業報告に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。  (新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(開催時期および方法) 第11条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集する。 <u>②当会社は、感染症拡大または天変地異の発生等により、場所の定めのある株主総会を開催することが株主の利益にも照らして適切でないと取締役会が決定したときには、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u>  (削 除)</p> <p>(電子提供措置等) 第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 <u>② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>附 則 <u>1. 変更前定款第14条（参考書類等のインターネット開示）の削除および変更後定款第14条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u> <u>2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条はなお効力を有する。</u> <u>3. 附則1および附則2は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

以 上